

環境保全のための奨励金制度をご活用ください

◆新エネルギー設備導入促進事業奨励金◆

奥出雲町では、石油代替エネルギーの確保や地球温暖化対策を推進するため「奥出雲町新エネルギー設備導入促進事業奨励金」を助成しています。助成の対象は、次のとおりです。

【対象者等】 下表の対象機器・設備を、町内の住宅または事業所に設置しようとする方。

【対象機器・設備】 対象機器・設備および奨励金額等は次のとおりです。

区分	対象機器	奨励金額等
①	太陽光発電設備	出力1kWあたり5万円(上限20万円) ただし、パナソニック製以外は出力1kWあたり3万円(上限12万円)
②	LED照明機器	対象経費1万円以上でその10%以内 ただし、①太陽光発電設備を同時に設置する場合のみ対象
③	蓄電池	定額10万円(ただし設置経費を上限とする。) ただし、①太陽光発電設備を同時に設置する場合のみ対象
④	太陽熱利用設備 (ソーラーシステムに限る)	設置経費の1/2(上限30万円)
⑤	ペレット・薪ストーブ 火鉢及び暖炉、薪風呂等	対象経費1万円以上でその25%以内(上限5万円)
⑥	林地残材集積装置	購入経費の1/2(上限30万円)

【申請方法】 申請書に必要書類を添付し、役場農林土木課まで提出ください。また、機器を設置しようとする2週間前には申請書を提出ください。

【申請期限】 区分①～④については、平成31年1月31日(木)まで。
区分⑤、⑥については、平成31年2月28日(木)まで。
(ただし、申請額が予算に達したら受付を終了します。)

※この奨励金は、島根県太陽光発電等導入支援事業補助金(1kWあたり1万円)の助成を受けています。
※機器設置後の申請は、奨励金の対象外となりますのでご注意ください。

【申請先・お問い合わせ先】
農林土木課 農林管理グループ
有線 20-4221
電話 52-2673

若年性認知症コーディネーター配置のお知らせ

島根県では平成30年(2018年)4月より若年性認知症コーディネーターが2名配置されました。65歳未満の方で物忘れでお困りの方はぜひご相談下さい。

このようなサインは
認知症の可能性が
あります



- こんなときは若年性認知症支援コーディネーターにご相談ください
- 忘れることが多くなった
 - 仕事でミスや失敗することが目立ってきた
 - なんだかいつも自分と違う気がする
 - 専門医療機関を受診したい
 - 受診させたいが、本人が拒否している
 - 診断がついたが、会社に話ができない
 - 会社を退職して収入がない、不安だ
 - 今後も働き続けたい
 - 行く場所がなく閉じこもり気味である
 - 利用できる制度が分からない
 - 地域で利用できるサービスが分からない
 - 情報が見つからない
 - 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいかわからない
 - 家族としてどう接してよいかわからない

しまね若年性認知症相談支援センター
電話相談 月～金 10:00～16:00 TEL 0853-25-7033

コーディネーターの主な内容

- 医療機関**: 主治医と連携し日常生活について助言。また、専門医療機関や認知症サポート医などの情報を提供します。
- 社会保障(経済的な援助)**: 医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報提供および手続きを支援します。
- サービス受給**: 地域で利用できるサービス(社会資源)の情報提供、利用の手続きについて助言します。
- 権利擁護**: 財産管理や福祉・介護サービス等の手続きの相談に応じます。
- 就労支援**: 職場との調整や再就職について助言します。

仕事や生活の場面での変化

- スケジュールの管理が適切にできない
- 仕事でミスが目立つ
- 複数の作業を同時並行で行えない
- 段取りが悪くなり、作業効率が低下する
- 取引先との書類を忘れるなど、もの忘れに起因するトラブルがある
- 物を探していることが多くなる
- 降りる駅を間違える
- 服の組み合わせがおかしくなる
- 家族との会話中の意味を間違えて険悪になる
- お金を無計画に使うようになる

うつや体調不良と間違われやすい症状

- 夜眠れない
- やる気が出ない
- 自信がない
- 運転が慎重になった
- 趣味への関心がうすれた
- 頭痛、耳鳴り、めまい
- イライラする
- 考えがまとまらない

「最近、どうも調子が悪い...仕事でミスが目立つようになった気がする...」

「なんだかいつも自分と違う!」

「最近、変だ...」

【お問い合わせ先】
健康福祉課 地域包括支援グループ
有線 31-5134 電話 54-2512

平成30年4月から国民健康保険制度の一部が変わりました

変わった主な点は、次のとおりです。

○保険者に県が加わり、資格取得・喪失は県単位になりました。

- 島根県内での転居の場合、国保の資格は変わりません。
- 転居後の市町村において、改めて保険証が交付されます。
- 他県に転居した場合には、国保の資格の取得・喪失が生じます。
*市町村への転入・転出届はこれまでと同様に必要です。

○高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。

これまで市町村をまたいで転居した場合、国保の資格を喪失するため高額療養費の該当回数は通算されませんでした。

平成30年4月以降は、島根県内での住所異動で世帯の継続性が保たれている場合は、該当回数を通算できるようになりました。

【例:平成30年7月に島根県A市から島根県B市に転居された場合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
平成30年3月まで	A市/1回目	A市/2回目	A市/3回目	B市/1回目	B市/2回目	B市/3回目	B市/4回目
平成30年4月から	島根県/1回目	島根県/2回目	島根県/3回目	島根県/4回目	島根県/5回目	島根県/6回目	島根県/7回目

島根県内市町村間での転居
ここから多数回該当

ここから多数回該当

○被保険者証(保険証)等の様式が変わります。

- 島根県が保険者に加わることに伴い、保険証や限度額適用認定証等の様式が変更になります。
- 70歳から74歳までの方が対象となる高齢受給者証と保険証が一つにまとめられて、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」となります。
- 島根県内すべての市町村において、毎年8月1日更新となります。
- 平成30年7月31日までの間は旧様式の保険証が使用できます。有効期限をご確認のうえ、医療機関の窓口等で提示してください。

【新様式】

島根県
国民健康保険 有効期限 平成31年7月31日
被保険者証
記号番号 00-1234567890
氏名 島根太郎
生年月日 年 月 日
適用開始年月日
交付年月日 年 月 日 性別
世帯主氏名 島根太郎
住所 ●●市▲▲町123-45
保険者番号 32 x x x x

県名が入ります

市町村による資格管理開始日が入ります

これまでどおり、お住まいの市町村

交付者名 ●●市 印

*被保険者証兼高齢受給者証の場合、表示される項目が一部異なります。

○保険税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口はこれまでどおり、お住まいの市町村で変わりません。

【お問い合わせ先】

健康福祉課 医療介護保険グループ
有線 31-5121
電話 54-2511

【お問い合わせ先】

健康福祉課 健康づくり推進グループ
有線 31-5144
電話 54-2781